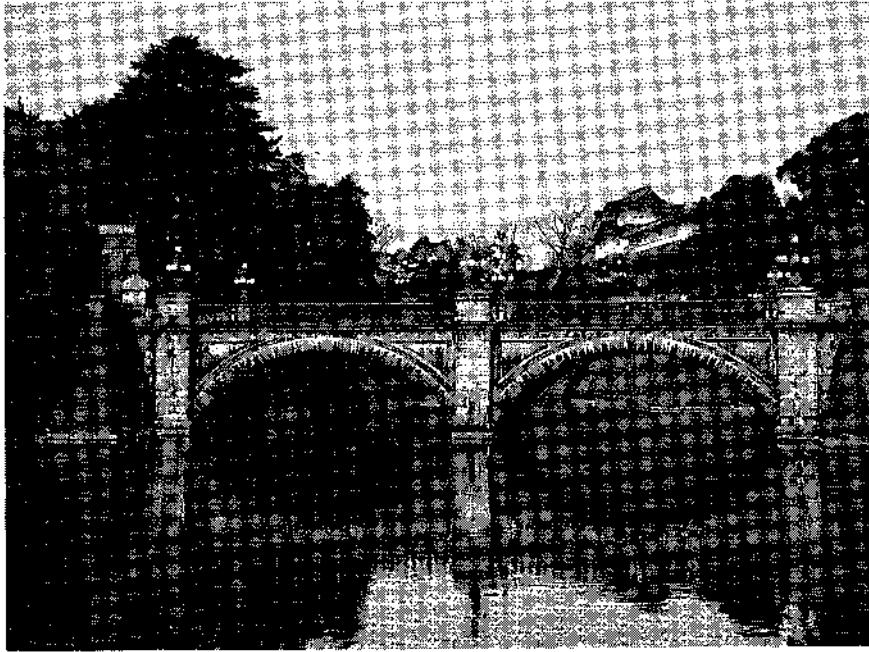


第 14 回 定 時 代 議 員 総 会

首都東京大会に 青年税理士の情熱を結集しよう!

青税の明日への前進を目指し



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバールビル5F 501号
電話 03(354)4162

発行人 健
行 辻
会 長
編 集 人
広報部長 板橋 則雄

会員諸兄には、益々御活躍のことと、お慶び申し上げます。

七年ぶりに首都東京で、全国大会が開催されるとあって、業界内外の感心も一段と高まっております。大会に青年税理士の情熱を結集し、税理士制度発展の為、正論を内外に轟かせましょう!

すでに実行委員会では、全国青税の新たな明日への飛躍の場とする為、新企画を盛り込んだ大会の準備を進めております。

大会々場となる超高層群サンシャインシティは、国際性、文化性、商業性など、すべての機能を備えた東京の新名所です。まさに「正論天に轟く」大会々場として、うってつけの会場です。

躍動する首都東京であいましょう。

(東京大会実行委員会)

若き情熱で 新なる明日への飛躍を

総務部長 川崎義治

昨年七月、岡山大会において伝統ある全国青税の総務部長という大役を引き受け、この一年会日諸兄の絶大なご支援と、ご協力により、ここに東京大会を迎えることができましたことを心より感謝致します。

反対運動むなく

商法改正成る!

税理士法が改正され休む間もなく、商法改正問題が抬頭した今事業年度でありました。我々執行部はこの商法改正問題に対する法務省と日税連の動きに目を凝し、先手／＼と「商法改正キャンペーン」を発行し改正商法に対する会員の意識の高昂に勤め、又一方で日税連幹部と前後二回に亘って懇談会を持ちともすれば独走しがちな日税連に単独行動を許さないよう意見の具申をし、この問題に対して全青税と連繫を取る約束を取り付け①監査対象会社の範囲拡大、②任意監査制度導入反対、③業務利害関係の区分の明定、④資本金基準十億円以上かつ負債総

額三百億円以上堅持で反対運動に力を注ぐことになり、日税連、日税政の商法特例法紛争総決起大会には、全青税も会員に対する出席呼びかけに協力した。しかし中小会社に過重な負担をかけることになる「会計監査人による監査対象会社の範囲拡大」の改正案は、閣議決定後三月二十四日国会に提出された。改正原案には先に述べた①②の一部は改正法案提出の段階で修正されたが、資本金十億円以上の現状維持は認められず、原案通り資本金五億円以上となり、負債総額は二百億円以上で五月十五日衆議院本会議で可決され、六月三日の参議院本会議でも原案通り可決成立した。しかしここまでの運動の過程で、日税連の正副会長会の合意を待たず、一部日税連幹部が国会に出没し、妥協の陳情を行っていたとも言われている。これを裏付けるかの如く、日本経済新聞に「日税連、大勢が支持へ……」という見出しで記事が掲載され、法務省等の裏工作にわれわれ

の反対運動も潰されたこととなった。また四月七日の日経に「共産党の影響力が強いと言われる青年税理士連盟」という記事は事実無根であり、その取材元を明らかにし全文を取消すことを強く要望する抗議文を日本経済新聞社に手渡し、抗議をしたところ、取材元は新聞社の使命上明らかにできないが、取材不足により責連盟に大変ご迷惑をかけたことに陳謝を表明した。なお今後の取材には返照の意見も聞くことを約束した。このように今後の運動でも外部からの防衛等も予想され、法務省が、今回の改正で見送った①企業の社会的責任の明示②大小会社の区分③企業結合などについても、会社法の全面改正を急ぐ方針であるので十分な注意を払って行かなければならない。

研鑽による全青税の努力で 明るい未来に向って

本事業年度は、商法改悪反対運動に係りつきりて、昨年の税理士法改正反対運動時と合わせると二年間全青税の勢力を制度問題に費やすこととなり、組織活動等が大いに停滞してしまつた。しかし研究活動は例年通り、秋季シンポジウムを滋賀の大津にてメインテーマを「激変する企業環境の方向を探索」で行い、岡山大会以来の行事に全国各地より百二十余名の参加を得て開催した。企業課税の新動向と全青税の提言では政府税調の法人税の基本的仕組みの報告文書について、単なる批判に終始せず、新しい理念と視点にたち、現実的な説得力のある法人税制改革の具体的提言を提示した。また商法改正と中小法人をめぐる諸問題では、今後改正が予想される大小会社の区分の導入は、法人税の二分化を図るおそれもあり大企業優遇の意図が明らかである等の問題が指摘されている。徴税行政の新たな傾向と対策では、課税庁側の調査体制等の変化について研究報告があり、新税理士法並びに新改省令施行後の業務対策と企業に与える影響等について勉強した。このようにシンポジウムで研究を行い、論議を深め当連盟の考え方を表明した。

東京大会に参加し

青年の主張をしよう!

いよいよ第十四回定時代議員総

会、東京大会が近づいてまいりました。商法改正問題に大きな力を注いだ一年でありましたが、この七月には日税連の役員改選が行われます。日税連が予定している機構改革は、その中味が「機構改革」とは程遠い、極めて現実的な財政面だけの理由と少数の執行部による独断的な会務運営を旨とす意図だけである。機構改革の一環としては、総会への代議員制の導入とか直接税理士会会員の声を反映させることができる日税連会長選の改革がほしいものだ、このためにも日税連の民主化と税理士制度発展のため、青税は「税理士会の良心」として、若き溢れる情熱と主張でこの東京大会を成功させようではありませんか。

また研鑽するシンポジウムも、業務に役立つ色々もり沢山のテーマを用意しておりますので大いに勉強し大いに全国の同志と語り、ご家族とともども東京に集って思い出を刻む楽しい大会にしましょう。

× × × × × ×

主張

商法・特例法成立

日税連の責任を問う

商法及び監査特例法の改正法律案は、多くの問題点を残したまま六月三日の参議院本会議で原案と折り可決成立した。

全国青年税理士連盟をはじめとする諸団体の反対運動にもかかわらず、原案どおり成立した原因は一体どこにあるのであろうか。

日税連では、三月二日に「商法特例法粉砕総決起大会」を開催し、特例法粉砕運動を推進してきた。

その最中、四元専務理事は日本経済新聞記者に「法務省は日税連の言い分をギリギリまで聞いてくれたのだから、もうこれでいいではないか。それをあくまで東京会の波多野会長が反対するのだからこじれるばかりだ」と発言(四月七日付日経朝刊による)。さらに、衆参両院における参考人として出席し、これが税理士会の意見か、と疑問視されるような意見陳述をしてきた。

四元専務理事の発言は、日税連の商法問題に対する立場に水を差し、当初「不正経理で問題となる

のは大企業であり、今回の改正は中小企業を圧迫するものだ」と反対を表明していた自民党の一部議員や野党に「税理士会反対せず」の印象を与え、このことが原案どおり成立を促進したといえよう。

四元専務理事の発言、同理事の機関決定に反する独走を許した日税連執行部の責任は大きい。

また、国会陳情を通じて判明した

ことであるが、税理士法改正時における政治献金事件にみられた日税連の法案を金で買うがごとき

想される。これを阻止することはまずまず困難な状況ではあるが、常に商法問題に注視し、日税連に同じ轍をふませぬよう、最後まで運動を展開しよう。

日税連会長選挙迫る

日税連会長は、七月二十四日の日税連定期総会で選任される。

東京会波多野重雄会長と東京地方会織本秀實会長の決選となつた。

日税連会長の選任は、日税連会則第八条に「役員は税理士会の会

会または常務理事会で意思決定が行なわれる。従って、形式的には日税連総会で選任されるとはいいながら、事実上は総会以前に決着がついてしまう。各単位の意思決定の日程がまちまちなため、日程の早い単位の会にあっては、事実上は議決権を行使することなく会長を選任してしまう結果となりかねない。

このような選任方法が果して民主的な方法と言えるのであるうか

全会員による直接選挙が最良である

真の税理士の代表を 日税連会長に!!

察勢が、国会議員に警戒心を起こさせ、国会陳情もままならぬ状況であったことは、見逃せぬ事実である。

以上のような日税連の姿勢が、改選を許し、また、附帯決議にしても十分な成果が得られなかった原因といえよう。

奥野法務大臣の発言、参議院法務委員会の附帯決議にみられるとおり、大小会社の区分等、中小企業に多大の影響を与える改正案が今後次々と出されてくること

員のうちから、総会において選任する。」と規定され、議決権については、第二十六条で「税理士会はその会の会員の数と同数の議決権を有するものとする。」「前項の会員の数は、総会の会日の属する月の前々月末現在による。」と規定されている。

日税連総会において、各単位の会長が、各々の会員数による議決権を行使し、会長を選任するわけであるが、ほとんどの会が、各単位の定期総会後の新役員による理事

の

ことは言うまでもないが、少くとも各単位の議決権が公平に行使されるべく改正が急務といえる

次に、助言義務規定をはじめとする監督規制のみが強調された新

望む税理士会の代表(日税連会長)とはいかなる会長であらうか。

ならない。

税理士会会則変更時にみられた自らが新税理士法を監督規制の為のものとして自認し、会員の権利を主張することを自ら放棄してしまうような会長であってはならない。

商法改正時にみられたような、機関決定した粉砕運動に水を差すようなことを、役職名をもって堂々と報道関係者に発言する一部執行部を許し、さらには、どんな理由があつたにせよ、同人に国会でこの代表だかわからぬような意見陳述を許すような会長であってはならない。

最後に、全会員の英智を結集して作定された「税理士法改正に関する基本要綱」にそつた税理士法改正運動を展開できるような会長でなくてはならない。

青年の本質を見失うな!

ここ数年、税理士法改悪反対、商法改悪反対と運動を展開してきたが、これは特別なことではなくわれわれが、それぞれの内包する問題を察知でき、国民的立場から許せなかつたからにすぎない。それが「青年」というものではないだらうか。

☆ ☆ ☆

この一年間の活動を

ふりかえって

会 長 辻 健

昨年7月26日に第13回定時代議
員総会岡山大会において、執行部
に選任されました私共は、全国の
会員の皆様の積極的な協力で、こ
の一年間会務運営をおこなうこと
ができました。厚くお礼申し上げ
ます。

この一年間を私の青税日誌にも
とづいて報告してみたいと思いま
す。

55年7月26日

岡山大会で会長に選任されそ
の責任の重大さを感じている。

総会での主な質問

- 一、東京青税の会員数について
- 一、単位青税での組織拡大につ
いて

一、「青色取消訴訟」の大会宣
言採択追加の件

55年7月30日

全会員に普中見舞のハガキ送
付、岡山大会の来賓者にも、

55年8月2日～3日送付

全国婦人税理士連盟広島大会出
席、新会長に井上和子氏(東京)

席上広島青年税理士クラブ岡田
会長と会う、同クラブの状況を
聞く。全国青税加盟には、半々
の意見があり留保中であるとの
こと。

55年8月15日

田中研次部長より電話8月16日

研究部会開催、秋季シンポジウ
ムについて検討することのこと。

55年8月20日

和歌山青税の岡先生より電話、
全会員に配布する資料送付のお
願いをした。第一回公判が9月

55年9月2日

1日和歌山地裁。
国会議員約百名に「税理士法か
くたかえり」を配布。

55年9月6日

第一回理事会名古屋税理士会館
で開催、議長峠名青税会長。

出席状況良好、自己紹介のあと
議事に入る。岡山青税から岡山
大会報告があり、その労苦に全
員から感謝の拍手がおきた。

各部の事業計画など盛りだくさ

んの議事があったが、スムーズ
に終了した。

55年9月16日

法対商対委員会開催
一、日税連の民主化と運動して
行動していく。

イ、各税理士会会長あてに文
書提出、業界の団結と反対
運動には側面から協力して
いく

ロ、キャンペーンは「中小企
業切捨てる改悪商法」を
中心に編成する。

二、要望書、意見書
商法に対する基本的見解と積
極的な対応の姿勢を示す。

三、秋季シンポジウム
改正要綱を中心に会員の理解
を深めるためまとめること。

四、各単位青税には
イ、研究会で商法問題を取り上
げてもらう。

ロ、所属税理士会に働きかけ
てもらう。

ハ、10月22日の日税連・日税政
主催の「決起大会」を成功さ

せるため積極的参加をよびか
ける。

55年9月24日

商法第一弾キャンペーン作成す
る。同日東京高等裁判所同法廷
で傍聴。

イ、特別試験違憲訴訟の証人申
請等の弁論。

ロ、税理士解任濫用阻止裁判の
判決言渡し。

55年10月1日

東京税理士会・税政連主催「商
法改正反対決起大会」開催。
全青税の第一弾キャンペーンを
配布する。

陳情団員として、法務省元木参
事官と面談。

55年10月6日

日税連に懇談の申入書を提出。
各単位税理士会長あてに要望書
を発送。

各単位青税会長に申入書及び要
望書の写しと依頼文書を同封し
て発送。

55年10月11日

商法第二弾キャンペーンを作成
10月18日発送し、10月22日の決
起大会に配布予定する。

55年10月14日

日税連事務局より10月23日に懇
談の申入れ承諾を受ける。

55年10月22日

日税連・日税政主催「商法改正
反対決起大会」が砂防会館で開
催された。石亀前全国青税会長
の演説があったから盛り上った
55年10月23日

午前10時より東京税理士会館で
日税連側と意見交換の懇談をし
た。出席者は次の通り

全青税側——吉田・西村(以上
大阪) 渡辺・川崎・板橋

・西川・斎藤・徳重・粕谷
(以上東京) 益子・長谷
川(以上神奈川) 梅田(埼
玉)と私13名。

日税連側——織木・永野・片岡各
副会長・春好専務・斎藤・
佐藤(豊)・佐藤(谷)・荻野

各商対委員・森副本部長・
以上9名。

全体的に日税連には熱意がなく
いずれ裏切られるであろうが昨
日大会をしてスローガンをかか
げた要求は、最後の最後までつ
らぬいてもらいたいものだけだ

55年11月1日

名古屋税理士会で、税理士法の
政令・省令の検討会をおこなっ
た。16名出席。

55年11月6日

山本義雄日税連会長亡くなる。
敵にも花で、大阪合同税理士会
に電話で花輪と弔電を送った。

長い間ごころうさんでした。

55年11月15日

秋季シンポジウムが開催された
大津市で午前中第二回目の常務
理事会を開催した。議長に吉田
大青税会長。

滋賀青税の大居さんと田中研究
部長の秋季シンポジウムの予定
報告を聞き、その努力に感謝を
した。

今日の議事で、経理部報告が気
になった。手持資金九〇万円、
未払金三百五〇万円あり、収入
状況が遅れているのが原因であ
ろうが健全財政を早く確立させ
ていきたい。

それには組織の拡大と拡充に常
に努力をしていかなければなら
ない。反省……。

秋季シンポジウムは、午後から
開催。岡山大会から三カ月以上
過ぎている。なつかしい顔が沢
山あらわれ、再会を楽しんだ。

55年12月2日

次期東京大会開催場所・サン
シャイン・シティ・プリンスホ
テルの支配人及び担当者を石井
吉夫実行委員長より紹介される
盛大に開催されることを祈っ
た。

当日同場所で開催された。幹
事会と忘年会が開催された。

55年12月11日

内藤光夫前日税広報部長亡く
なる。花輪と香典をおくる。

改悪税理士法を推進してきた
二人目の犠牲者、三人目は誰れ
だろう。

55年12月26日

第30回税理士試験合格者に合
格祝のハガキを送付。合格者総
数八百五十二名。

商対委員会開催、ここ連日マ
スコミを通じ法務省筋から税
理士業界のエゴである旨宣伝さ
れ対応策を検討、日税連等へ再
度の申入についても検討。

56年1月14日

第三回理事会を、東京大会開
催場所サンシャイン・シティで
新年会を兼ねて開催。

議長に渡辺東京青税連会長。
石井実行委員長からの大会概
要報告を聞き、成功間違いなし
と自信をもつ。

商法に対する各単位青税の今
後の取り組み方の報告あり、基
本的方針を再確認。

各部・各委員会とも順調に事業
計画にもとづいて進んでいる。

56年1月17日

大阪青税連・大阪支部の十五
周年記念大会に出席。

大会で永年会費納入者の会員

に感謝状がおくられ、ユニーク
であった。東京青税20周年大会
にも提案してみよう。

56年1月21日

連日国会陳情つづく、26日に
法制審議会の総会が予定されて
いる。

56年2月4日

日税連に商法問題で再度の懇
談申入れをおこなった。

56年2月13日

東京青税が東京税理士会波多
野会長と懇談、出席する。

56年2月15日

法務省の「商法の一部改正
案」を研究するため、商対委員
メンバーと箱根で合宿、15時間
以上の久びさの猛勉強。

翌日大阪の西村さんから合宿所
に電話あり。

56年2月21日

東京税理士会館で日税連と再
度の懇談、出席者は次のとおり
全青税例——林(大阪)・尾崎・
益子(以上神奈川) 渡辺・川

崎・小沢・斉藤・西川・徳重
板橋と私で11名出席

日税連例——織本・森・佐藤・
春好・福士・以上五名。

運動論を中心に論議。3月2
日の大会を盛大におこなうた

め協力していくことを確認。

56年3月2日

「商法特別法粉砕総決起大会」
が砂防会館で開催、前回と違っ
て熱気あふれる大会になった。

56年3月5日

渡辺東京青税会長・亀田組織
部長の商法改正反対演説が会場
を沸かした。

56年3月13日

昨日からカゼ気味、朝から頭
が痛く身体が思うようにうごか
なかった。

56年3月24日

「商法改正」国会上程される
開催され出席する。
徳田虎雄氏の「生か死か」の
講演が良かった。

56年4月4日

東京青税連20周年記念大会が
開催され出席する。
徳田虎雄氏の「生か死か」の
講演が良かった。

56年4月8日

日本経済新聞社一木政治部長
と面談、前日の日経記事に抗議
すると共に抗議文を手渡した。

56年4月11日

大阪青税フェスティバルに出
席。

56年4月18日

第四回常務理事会を神奈川で
開催した。議長に尾崎神奈川代
表幹事。
次期大会が大阪にきまり、神

戸が第一候補地。
名古屋の大西会員が名古屋税理
士会副会長に当選した。名古屋
青税の皆様に苦勞さん。

56年5月16日

名古屋青税総会出席
以上簡単に報告致しました。
東京大会で会いましょう。今後
共御協力をよろしくお願い致しま
す。



制度問題は今年……… 法対策部の一年

法対策部長 益 子 良 一

和歌山の青色取消事件

全国青年税理士連盟(以下、全国青税という)では、和歌山の岡税理士の事件、即ち、「青色申告に必要な適法な帳簿書類の備え付け、記録・保存があるが、法人税の調査にあたって、調査理由の開示を求めたところ、調査理由の開示がなかった。その間に、帳簿の提示がされなかったとして、青色申告の承認取消処分がなされた事件」で、この「青色取消処分」に対する取消訴訟を支援している。

既に、全国青税の広報やピラ等で事件のあらましについて知らせたとおりであるが、再度、原告準備書面より抜粋して、その間の経過を明らかにしたい。

(1)昭和五十二年十一月十四日、当初稲垣(調査を担当した調査官である)は、法人税の調査に来たと称したのでそこに立会っていた税理士の岡平蔵氏がその労をねぎらったうえ、何事業年度の調査かと尋ねると、三事業年度にまたがる旨言うので、三年間の調査と

言われると、調査日数や作業が甚大なので、調査を効率よく済ませるため、本人の素直な協力を求めるため、各争点を明確にし、且つ問題点を指摘して欲しい旨言い、国税庁の税務運営方針や国会の決議等を説明したのに対し、右稲垣は、そんなことを言ってもしようがないと言って調査を放棄して帰った……。

(2)昭和五十一年十一月十八日……原告の税務代理人たる前記岡税理士が、前回と同様、税務運営方針では、必要最少限の範囲にとどめ納税者の理解と協力を得る様にするとなつて居る旨冷静に説得したのに対し、右稲垣はそんなややこしいことを言うなら、うち独自の方法で調査する旨言い捨てて帰った。

(3)昭和五十二年十二月十二日突然原告会社に来て(事前連絡がなく、またしたがって代理人の税理士も当然に立会っていない)応待に出た原告代表者に対し、右稲垣が、いきなり「こんなことを

続けていたら一年以下の懲役、二十万円以下の罰金となる」と興奮ぎみに言うので、右社長において「感情的にならないでよく税理士と相談して欲しい。あなたが感情的になるから話がつれるのですよ。」となだめたところ、右稲垣は撫然として帰った……、なおその際右稲垣は、質問点はあるが、文書だけで回答されてもかなわんのだと放言した事実がある。

(4)昭和五十三年一月二十七日及び六月十三日
右稲垣が統括官辻氏を伴って来たが、右の様に原告側が質問点があるなら言うべきではないかと言ったのに対し、税務署側の独自の調査をすと言うだけで帰ったのである。

以上の様に再三の説得にも耳をかさず、帳簿書類の提示をおこなわなかったと言うことではなくて寧ろ稲垣の方が興奮して遮二無二自己の言い分を押しつけ、原告側の説得に会ってより、それを論破出来ずに調査を放棄して帰ってしまつた……。

以上が原告準備書面より抜粋した経過である。
この事件の支援について
全国青税の岡山大会での、「税理士の権利をまもり、地位を高める訴訟を全面的に支援しよう。」という大会宣言をうけて、法対策部では、この訴訟について全面的に取り組んで来た。即ち、支援として、裁判における傍聴、金銭面における支援、訴訟に対する理論補強と、三つの分野に分類した。裁判における傍聴については、近隣の単体会である大阪合同青年税理士連盟にお願いし、法対策部からも、第五回の被告側証人である稲垣調査官が証言台にたつたときに、傍聴した。金銭面における支援では、全国の青税会員にカンパを呼びかけたところ、三十万円近いカンパが集まり、現在もカンパが続いている。また理論補強の面については、法対策部の中の訴訟対策委員会が受けもち、その成果は裁判における準備書面でも反映されている。特にこの訴訟の特色は、質問検査権の行使にあたり、理由開示を求めたところ、理由開示をおこなわず青色申告の承認をとり消してきたという争いとして

も手続面における理論的にも未開拓の分野である。
東京大会では、第四分科会「和歌山青色取消訴訟をめぐる諸問題」として、法対策部訴訟対策委員会でも研究した成果を発表する予定なので、ぜひ参加して討論に加わって頂きたいと思ひます。
この事件は特殊な事件か
この事件は、和歌山だけの特殊な事件であらうか。裁判を傍聴して感じたことは(詳しい報告は、裁判傍聴記に譲るが)、被告側証人である稲垣調査官は、「調査対象の選定方法は知らない。行けと言われたところに行くのみ……。」調査とは、申告所得を確認する行為と認識している。だから理由開示は必要ない……。税務運営方針や国会の決議について、やりとりしたか覚えていない……。と証言し、果して憲法に保障されている国民の基本的な人権というものについて理解しているか、甚だ疑問しい。

そもそも質問検査権の発動は、納税者としての国民の権利を侵害する可能性が多分にあるのでその限界を明確にし、極力制限するよう努めるべきである。「必要があるとき」に限って質問検査の受忍義務が生ずるわけで、納税者はなぜ調査を必要とするのかについて

て税務職員に理由開示を求める権利があり、税務職員はそれに回答する義務がある。法の規定で、特に明文をもって「必要あるとき」というように限定していることは、単に「申告所得の確認」のために認められていると解すべきではない。なぜならば、これに応じない者に対しては、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金というきわめて重い罰則を科することとしているのであるから、このような重大な権限の発動が税務職員の主観的判断や思いつきに委ねられていると解すべきではない。

まして、調査理由を尋ねられて答えられなくて、帳簿等を見られなかったとして、青色申告を取り消すことは、適正手続の観点からいっても非常に問題である。(詳しくは、神奈川青年税理士クラブの会員である長谷川博会員が投稿した日税連機関紙、税理士界七八八号を参照されたい。)

黙過することはできない！

新税理士法が施行されて、増税路線の中、税務行政は、全国的にみて攻勢に転じてきている。

この事件は、和歌山だけの特殊な事件でなくて、我々が日常税務調査を受ける際に直面しなければならぬ重大な問題を含んでい

る。

「なぜきたのか、争点もなく、ただ漠然とこられて貴重な営業時間をとられては、納税者にとってたまったものではない。そこで、理由を尋ねてそれに答えることができなくて調査が出来なかった。だから青色申告取消処分だというような恣意的な税務行政が行なわれると、憲法で保障された租税法律主義を否定することにもなりかねない。

「民主主義は手続である」といわれるくらい適正手続の保障が重視されている。

しかしこの事件のような税務行政の運営を是認することは、民主主義を著しく破壊するものであり、しいては、税理士制度の意義をも問われているといえる。

我々青年税理士は、他人事として決して黙過することはできない

商法改正問題

本年度・全青税として取り組んだ大きな制度問題として、商法ならびに監査特別法の改正問題(以下商法改正問題という)がある。

法対策部の中の商法改正対策委員会を中心となって反対運動を進めてきたが、延長された国会で、時間切れ間近の六月三日に可決成立した。

商法改正問題が、急遽表面化してきたのは、昨年の秋頃からである。

昭和四十九年の商法改正のときは、全国青税が中心となって反対運動を行なってきた。しかしあれから五年以上たつており、会員の中には、その当時のことを知らない仲間も増えてきている。

そこで法対策部では、恒例の秋季シンポジウムの第二分科会を担当して、「商法改正と中小法人をめぐる諸問題」というタイトルで法対策部の商法改正対策委員会を中心となって研究発表を行ない、商法改正作業の経過と問題点について再認識した(詳しくは、全国青税の広報五十二号参照)

その他にも、キャンペーンを何回か行なうことによつて、商法改正案のもつ問題点の指摘を行なった。

反対運動を進めるに当って

今回の商法改正の反対運動は非常にやりにくい側面をもっていたといえる。

まず我々自体について考えてみよう。昨年五月に成立した新税理士法について、組織をあげて改悪反対運動を行なってきた。その結果、新税理士法の解釈において、一定の歯止めをかけることができ

た。しかし各単位会は、この反対運動に全精力をつかいきり、商法改正問題まで手が廻りきらなかった面もあるし、さらに各単位会も結成から、古いところで二十年あるいは十年以上たち、世代の交代期にさしかかり、その対応でおわれていたため、商法改正問題まで手が廻らなかつた面もあると考えられる。

対外的にみると、マスコミを通じて、商法改正問題に税理士会側が反対するのは、公認会計士との職域問題であるとする矮小化したとらえかたが一般に滲透していた点がある。国会陳情に行つて議員先生に会い、取締役会の権限強化により株主総会がますます形骸化し少数株主が保護されない点、あるいは自己株式を目的とする質受制度の創設に代表されるように、中小企業が圧迫される点について話をすると、決して職域問題というちっぽけなことでは我々青年税理士が反対してはならないといふことを理解してくれた議員先生も多かった。

しかし、某野党の参議院法務委員会の理事のように、「党としては反対しているが私個人としては商法改正に消極的賛成である。」と公言する議員もいたことも事実で

ある。

日税連の内部でいえば、衆議院及び参議院の法務委員会の参事人として、日税連会長職務代行者である織本氏が出席せず、四元日税連専務理事が出席して、「税理士会としては廃案運動を行なわない」と発言して来た問題、業界あげての大事な問題に、なぜ日税連会長職務代行者である織本氏が出席しなかつたのか。

日税連の選挙問題

日税連の会長選挙が行なわれるが、業界あげての重大な問題に直面しているとき仮にどんな事情があるにせよ専務理事などにまかせないで会長自ら先頭にたつて行動してくれる人を選ぶべきである。

そのためには、現在の日税連会長選挙に、我々一般会員が参加出来ないシステムに問題があり、日税連の民主化のためにも、我々一般会員の声が反映されるような選挙制度にかえていく運動を起こす必要があるといえる。

制度問題は終わったのか

全青税の法対策部長を引き受けて、一年があつというまにすぎた。制度問題は、山積しており、決して終わったわけではない。即ち、税理士法の問題では、新

税理士法について、憲法に定められた納税者の権利を擁護する立場からの解釈を確立する必要があると同時に、基本要綱の精神に立返えて、再度、税理士法改正運動を展開するための行動を起こしていく必要がある。

一般消費税の問題では、増税路線と国民生活や中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からくつがえす一般消費税が形をかえて再浮上してくる可能性が強い。特に、五十五年十一月の政府税調の「中期税制答申」の問題点を指摘していく必要がある。仮に新一般消費税がでてきたあかつきには、積極的に反対運動に取り組み必要がある。

訴訟対策では、和歌山の「青色取消事件」にみられるように、我が国の税務行政手続は未だ憲法の理念にそった行政法の理論が実践されておらず、今こそ租税行政手続の基本的問題点を指摘して、税務行政の適正な運営を求めるための方策を考えなければならぬ。

そのためには、和歌山の「青色取消事件」について積極的に取り組み支援していく必要がある。

商法については、国会審議でもあきらかなように、ここ数年のうち、大小会社の区別を含んだ商

法改正が出てくると考えられる。そのためにも、今からその問題点を研究して行く必要がある。法対策部のもとに次の委員会の設置が認められている。

○ 税理士法改正対策委員会
○ 一般消費税対策委員会
○ 訴訟対策委員会
○ 商法改正対策委員会

幸いにして各委員会の委員長を中心として、各委員が積極的に動いてくれたおかげで、全青税の法対策部として制度問題に取り組むことができたことについて、この紙面を借りて感謝したい。

委員会方式の確立を！
全青税自体、各単位会及び個人

会員の連合によって成立しており、そこに運営のむずかしさと同時に、制度問題もひとつではないため、法対策部のみでは対応しきれないだろう。今後制度問題を行なうにあたっては、この委員会方式を定着させ、委員会中心に運動を進めていく必要があると考える。

法対策部は、各委員会を掌握し企画、調整を行ない大局的立場にたつて運動を進めていく必要があると考える。

制度問題は避けて通れない！
全青税は、制度問題を中心に活

動を行なってきたが、底流では、親睦と研鑽に重きを置いて活動を進めるべきではないかという意見もあると思われる。

我々は決して親睦とか研鑽というものを否定するのではなく、親睦や研鑽は手段であり目的ではないということである。親睦や研鑽を行なう中で制度問題に取り組むべきであると考えよう。

業務問題における研鑽は、短期的な観点にたったものであり、制度問題は、長期的視野にたつて研究し運動を行なうて行くものである。得てして制度問題を追求していくといわれなき中傷をうける事がある。

しかし我々青年税理士は、常に批判精神を持ち、何が真実であるのかを見きわめ行動を起こして行く必要がある。

我々青年税理士は、終生の仕事として、この職業を選んだのである。この税理士という職業に誇りを持つてゐる。

「我々が政治について忘れていても政治は我々を忘れていない」という格言もあるように、我々が制度問題について関心を持たなくとも制度問題の影響は我々にふりかかってくるのであり、制度問題は、決して避けて通ることのでき

る問題ではない。

我々は制度問題から眼を背けることなく今まで以上に積極的に取り組んでいき、国民のための税理士制度の確立のために頑張る必要がある。

和歌山訴訟を傍聴して

大阪合同青年税理士連盟
西 村 公 義

昭和五十六年五月十一日、午後一時過ぎ、私は和歌山地裁に着いた。裁判所の廊下には既に顔見知りの、和歌山の、京都の、大阪の横浜の税理士が各地から傍聴のために来ていた。少しの間雑談の後法廷内に入室した。驚いたことに既に室の中にもかなりの人達が入っていた。長椅子に詰めてもらいながら自分の席を確保した。後からも続々入室者があり空席がなくなり折たたみのパイプ椅子を隙間に入れ、それでも入りきれない状態の傍聴席となった。(後に判った事だが、傍聴者は税理士だけでなく地元納税者、被告国側の傍聴者も若干いた。)いよいよ裁判官の入室。全員起立し、着席。今日の法廷は、被告国側証人として稲垣高志氏(当時、当事件の税務調査を担当した職員)が予定されていた。開廷後、直ぐ、緊張しているのがはつきり判る状態の稲垣被告側証人が呼び出され、証人席に

着く。人定尋問の返答、宣誓文朗読も、緊張のためか声が十分出ていないようであった。

被告側代理人(女性の訟務検事)がまず証人尋問を開始した。

和歌山税務署の上席調査官であった稲垣証人が、昭和五十二年十一月二十四日、当該納税者(原告)のところへ法人税調査に行ったところから、十二月、一月と、調査の日程的なことの確認を前記被告側代理人は証人に尋問していった。依然声は小さかったが、国側代理人は質問を誘導的に答え易いようにしていった。

途中「落着いてよく考えて答弁して下さい。」と叱咤激励しながらの証人尋問であった。

さて、いよいよ反対尋問に移った。原告代理人、香川弁護士は、裁判官に上着を脱ぐことの許しを得、証人を立たせた位置から見下ろし、にらみ、上着を脱ぎ、おもむろにカッターの袖をまくり上げ、

尋問に入った。

このやりとりの要旨が大阪専税協の「專業税理士界」第三百一号に掲載されているので引用する。

「あなたは、どのような基準で、本件原告法人を被調査対象者として選定したのか。」

稲垣「統括官から調査に行つて来いと言われたので行つた。どのような基準で選定したかは、統括官が遅んだのでわからない。」

「それではあなたは、原告法人の調査理由を持たずに行つたのか。」

稲垣「……そうだ。」

任意調査の前提として、調査には、納税者の承諾なり協力が必要とされるが、調査理由を持たずに行つたのなら、どのようにして納税者を説得しようと思つたのか。

稲垣「法人税の調査に来たと言えども、それでは最初から調査理由を用意せず、従つて納税者の承諾なり協力を得ようとは考えていなかったと考えられるがどうか。」

稲垣「……」

青色申告の取消し処分は誰が決めたのか

稲垣「担当副署長と統括官が話し合つて決めた。」

「取消し処分を行うための会議のようなものは開かれたのか。」

稲垣「それはなかった。」

青色取消し処分の基礎となつた資料はどのようなものか。

稲垣「そんなものはない。」

あなたは、原告法人のもとへ調査に行つて帰つてきたら、その結果をいちいち上司に報告したか。

稲垣「した。」

口頭でしたか、それとも文書か。

稲垣「口頭だ。」

あなたは執務日誌のようなものをつけているか。

稲垣「つけていない。」

あなたが、その日の調査結果を上司に報告する際、上司はあなたの報告をメモしていたか。

稲垣「していません。」

青色申告取消し通知書は誰が書いたか。

稲垣「私が起案して、担当副署長と統括官が決定した。」

通知書には、調査に行つた日時、やりとりなどが書かれているが、これは何を見て書いたのか。

稲垣「……」

あなたは、本件税務調査の際、岡税理士の質問検査権や理由

開示問題でやりとりをやつたそうだが、その内容を覚えていないか。

稲垣「覚えていない。」

そのとき、岡税理士は、第七一通常国会での決定及びそれを受けての税務運営方針などの話をしたと思うが、それらの内容は知つていたか。

稲垣「岡先生から聞いて始めて知つた。すぐ帰つてそれらを読んだがもう忘れてしまつた。」

以上は尋問の一部であつたが、この尋問で次のようなことが伺ひ知れた。

1、調査対象者の選定において公正な行政をするための基準が不明確である。

2、「おカミの調査だから神妙にして」といった高圧的態度が当り前。

3、公務員は公僕であるという意識なし。

4、納税者に対して、オドシを使って行政を行なつても何ら反省の色なし。

5、何でも出来る調査権限を付与されていると思つてゐること。

6、最後に稲垣証人が興奮して「調査してみないとどこが問題点があるのかわからんでしょう」といった言葉が印象深く残つてゐる。

「調査してから調査理由を作るのか?」

といった傍聴者の多くがア然としたり、苦笑したりの法廷であつた。

NHK TV っぽんルポルターージュ

近藤病院脱税事件〴〵を見て

大青税兵庫支部

由 岐 透

この脱税事件の概要、経過は新聞報道によれば次のとおりである。三年間で脱税十五億円。神戸市内にある個人経営の総合病院院長が、過去三年間に十数億円にほる巨額の所得を隠し、脱税していたことが大阪国税局の二十九日までの査察で明らかになつた。個人病院経営者の脱税額としては空前のスケールで、脱税の大口は診療報酬支払い基金に診療報酬を水増し請求して多額の収入を得たうえ薬品の架空仕入でこの収入を隠してゐたもの。院長は二年前にも脱税事件で有罪判決を受けたばかりで現在は執行猶予中。同国税局は近くこの院長を所得税法違反容疑で神戸地検に告発する予定(毎日新聞五十六、一、三十朝刊)

顧問税理士に国税OB続々

近藤病院では、前回の摘発のあと、多数の税理士を雇い入れた。現在、同病院関係の顧問税理士は、関連会社も含めて六人。そのうち五人までが国税OBで、元大阪国税局査察部次長や同病院を管内に持つ兵庫税務署の元署長

などそうそうたる顔ぶれ。病院関係者の話では一人五万〜十万円の顧問料が支払われたといひ、実質の仕事は、国税OBでない残り一人の税理士が行ひ、国税OBは申告書類のチェックなど形式的なものだったといひ。(朝日新聞五十六、二、十二朝刊)

大阪国税局脱税査察リスト漏れる

神戸市北区有野町、近藤病院の巨額脱税事件を摘発した大阪国税局の極秘の査察資料が部外に漏れ、さらにこの極秘資料を基に病院側が一千万円を脅し取られたとして神戸地検に告訴している事実が十一日、明らかになつた。査察資料には近藤病院の取引銀行、前院長近藤直(四三)(所得税法違反で起訴済み)が脱税工作に利用された薬品会社名、架空の支払先に使われた個人名、住所、電話番号などがびっしり書き込まれており、第三者の手に渡れば個人の秘密が公然化するばかりでなく、関係者が口裏を合わせると証拠隠滅さえ可能になり、神戸地検はこの

資料を本物と断定。資料を手にする事が出来るのは、国税局内でも特定の職員に限られていることなどから、国家公務員法違反(秘密漏えい)の疑いもあるとみて、近く国税局関係者の事情聴取に踏み切る方針を固めた。(毎日新聞五十六、三、二十一朝刊)

数年間に一度に亘り脱税容疑で強制捜査を受けた総合病院に、元国税局査察部長など数名が税理士として天下っていた税理士の役割税金ブローカーが存在した事実をクローズアップしていた。

この病院の天下り税理士を受け入れる意図が非常に問題である。国税以前の問題として社会保険診療報酬支払い基金に診療報酬を増し請求をして多額の収入を得るなどという事は医師の倫理、モラルがとわれ、国民に対する背信行為である。不正、非行なことをして得た収入をごまかし、違法なことをして脱税工作をし、これを被り隠すために多数の天下り税理士を受け入れ、保険料のつもりで多額の顧問料を支払うとは納税者の姿勢としても言語同断である。

天下り税理士、近藤病院兩者を国税局は徹底的に法律によって裁くべきである。

天下り税理士を受け入れる企業

の体質は大きくわけて二つのタイプがあるように思う。一つは近藤病院のように企業自身が不正、非行、違反なことをやっているため天下り税理士を顧問にすることにより顧問料を支払う方が、納税するより安く済み、脱税が発覚しないと思っているタイプ。いま一つは真面目な企業経営で違法なことはやっていないが、国家権力の圧力によりやむを得ず受け入れるタイプ。

天下り税理士のはびこる素地は、税務行政の後進性にある。一番苦痛なことである税務調査をみても租税法主義になっていない。質問検査権行使の要件規定が全く不明確であり、国税当局の思うままに行使できる法律規定は法治国家とは程遠いものである。

税務署長に裁量権を大きく認めていることも、天下り税理士が国税に顔が効くと一般的に納税者に思わせるところであり、また事実効いている部分もあるのではないかと考える。査察リストが漏れ、税金ブローカーが存在する余地があるなどということば顔が多少なりとも効く部分があるということではないのか。特別試験が廃止され、認定制度になった国税職員に

対する税理士資格付与制度をただちに廃止し、租税法主義に立脚した税務行政を実現しなければならぬ。そのような事件は次から次へと起るであらう。

ちん廃止し、租税法主義に立脚した税務行政を実現しなければならぬ。そのような事件は次から次へと起るであらう。

東京青年税理士連盟

第二十一回定期総会
開催される

坂田丸出帆

去る六月十三日、午後一時より東京税理士会館において第二十一回定期総会が開催された。

渡辺短行会長より「新税理士法の施行されたが、われわれは納税者の権利を擁護する基本的姿勢はなんら変わるものではない、われわれは真の国民のための税理士制度確立の日まで、なお頑張りましょう」と、さらには商法「改正」反対運動及びその結果・東京税理士会役員選挙・東京青税誕生二十周年の意義などが報告され、会員に対しこの一年間の協力に対し御礼の挨拶があり議案審議に入った。

提出された議案の全部が全会一致をもって承認・可決された。役員改選では会長に坂田純一君、副会長に古田友彦君・飯森誠之君・岡本昭夫君・大石年男君・中田和雄君の各々が選出され「坂田丸」が出帆した。

坂田新会長は、すでに全国青税の総務部長などを経験し、知る人ぞ知るで、あのバイタリティで東京青税のますますの発展・強化が期待されている。

名古屋青年税理士連盟
第16回定時総会開催

伊藤孝夫新会長誕生

昭和56年5月16日名古屋税理士会館に於いて、名古屋青年税理士連盟第16回定時総会を開催した。

冒頭、幹会長より、新税理士法の成立、施行と、それに伴う会則、支部規約の全面変更、又、名古屋税理士会役員選挙等、正に激動の一年、しかし、名青税14年の「火」は、名青税正会員より、名古屋税理士会副会長誕生という、快挙に至った報告と、

会員の協力に対する御礼の挨拶があり、続いて、議案審議に入った。

議案は次の通り

- 第一号議案 昭和55年度事業報告承認の件
- 第二号議案 昭和55年度収支計算書・財産目録及び剰余金処分案承認の件
- 第三号議案 昭和56年度事業計画案及び収支予算案承認の件
- 第四号議案 昭和56年度役員承認の件

第四号議案審議にあたり、別室にて、第一回理事会を開催し、56年度会長、副会長及び部長の選任

を行った結果、新会長には、伊藤孝夫会員(西支部)を選任した。全議案とも全会一致をもって承認可決された。

新年度役員は次の通り
会長 伊藤孝夫
副会長 加藤優 久野峯
田中道義 後藤友和
田中百雄 盛田進

議案審議終了後、伊藤新会長より、国民の為の税理士制度と、民主体的な税制並びに税務行政の確立のため、一致団結して、その発展強化に努めたいとの就任挨拶が行なわれた。

その後、米齊の名古屋税理士会精剛副会長、全国青年税理士連盟連会長、岐阜青年税理士連盟本田会長、より祝辞があり、総会を終了した。

総会終了後懇親パーティーが開かれ、旧役員に対する慰労、新役員に対する激励等、和気藹々の内に終了した。
名古屋青年税理士連盟
会長 峠 宏